

福岡県ユニバーサルツーリズム推進事業費補助金

本補助金は、宿泊税を活用し、年齢や性別、障害の有無等に関わらず、誰もが安心して楽しむことができる旅行(ユニバーサルツーリズム)の受入体制の整備を推進することを目的に、県内の観光施設(政令市を除く)のユニバーサルデザイン化の整備に資する施設改修や機器の導入を支援する補助制度です。

補助対象事業

- ① 補助対象施設の敷地内におけるユニバーサルデザイン化のための施設改修
- ② 補助対象施設内におけるユニバーサルデザイン化のための機器導入

補助対象施設

- ◇ 県内の「観光施設」(観光客が利用する施設であり、観光地への誘客に直接つながる施設)が対象となります。

観光施設	施設例
文化施設	博物館、美術館、水族館、植物園、動物園、資料館、公園・庭園、展示場等
歴史施設	遺跡、名所・旧跡、城郭、歴史的建造物等
娯楽施設	テーマパーク・遊園地、観光農園・牧場、海水浴場、スポーツ施設、郷土芸能関連施設、展望台等
食事買物施設	お土産店、農産物直売所・食堂、レストラン、道の駅等
温泉施設	温泉、足湯等
その他施設	体験施設、観光案内施設、その他

ただし、次の施設は補助対象外とします。

- (1) 国及び地方公共団体が管理又は運営する施設
- (2) 北九州市又は福岡市に所在する施設
- (3) 県内に所在する宿泊施設

あわせて、補助対象施設は「観光施設」であるため、以下のような施設は補助対象外となります。

- (例) 主に住民が利用するコンビニエンスストア、スーパーマーケット等の商業施設
高速道路のサービスエリア

補助率・補助限度額

補助対象事業	補助率	補助限度額	
①施設改修	2分の1以内	500万円	①・②合計して 500万円
②機器導入		50万円	

補助対象経費、補助対象例及び申請については裏面を確認ください。

補助対象経費・補助対象例

補助対象事業	補助対象経費	補助対象例
施設改修	事業者が補助対象施設の敷地内において行うユニバーサルデザイン化のための工事を伴う施設改修事業に係る経費	・手すりやスロープの設置 ・出入口や廊下幅の拡幅 ・開き戸から引き戸への改修 ・段差解消 ・多機能・多目的トイレの設置 等
機器導入	補助対象施設内におけるユニバーサルデザイン化に資する機器の導入に係る経費	・車いす ・可動式スロープ ・おむつ交換台 ・筆談式タブレット 等

申請期限

令和8年7月31日(金) 12時 **※必着**

申請方法

原則として電子メールまたは郵送での提出とします。
※交付申請書(様式第1号)及び納税証明書については、原本を郵送ください。

提出書類

以下のURLもしくは右の二次元コードよりホームページにアクセスし、公募要領を熟読の上必要書類をダウンロードしてください。



【福岡県庁HPトップページ>テーマから探す>しごと・産業・観光>観光振興】
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/universal-tourism-kankou-2026.html>

お問い合わせ・提出先

福岡県商工部観光局観光政策課 観光産業係
住 所:〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
電 話:092-643-3456
メー ル :ukeirekankyoushou@pref.fukuoka.lg.jp
受付時間:9時~17時 ※土、日、祝日を除く

バリアフリー関連参考情報

※ 国土交通省ホームページ

- ◆ 建築物におけるバリアフリーについて
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html
- ◆ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001892119.pdf>
- ◆ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準【別冊 設計事例集】
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001892112.pdf>

上記資料等を参考に、補助事業をご検討ください。